

建設業者の格付の算定方法の変更について

平成 29 年 8 月 30 日

沼津市財務部総務課

平成 30 年度に適用する建設業者の格付から、これまでの算定方法を改め、**技術力及び社会貢献度を評価する項目を拡充**しますのでお知らせします。

1 格付の算定方法

| |
|--|
| 格付を算定する点数 = 「 経営事項審査の総合評定値 通知書に記載された 総合評定値 」 + 「 建設業者の技術力及び社会貢献度を評価する値 」 |
|--|

2 建設業者の技術力及び社会貢献度を評価する項目

| 区分 | 評価項目 | 評価手続 | 評価条件・点数 |
|----|---------------|------|---|
| | 工事成績による評点 | 不要 | 予定価格が 130 万円を超える沼津市が発注した建設工事であって、 平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に工事検査課が採点した評定値 （建設工事が 2 以上あるときは、その平均値とし、小数点以下は切り捨てる。） から 75 を控除して 10 を乗じて得た数値 （数値が 0 以下であるとき及び発注工事数が少なく評定値を用いることが適当でないと認めるときは、0 とする。） |
| 新規 | 工事表彰による評点 | 不要 | 予定価格が 130 万円を超える沼津市が発注した建設工事であって、平成 29 年度中に、建設業者の技術の向上と適正な施工を推進するために、他の模範となる優良な建設工事を施工した建設業者として「優良建設工事表彰」を受賞したとき（ただし、特定建設工事共同企業体として表彰を受けた工事に対するものを除く） (20 点) |
| 新規 | 品質確保に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、建設工事に関連し、ISO9000 シリーズ認証取得業者であって、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 変更 | 災害時応急対策に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、沼津市と災害協定を締結している旨を申し出たとき (10 点) |

| | 点 | | |
|----|---------------|-----|---|
| 新規 | 障害者雇用に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、静岡県の「障害者雇用企業登録名簿」に登載されていて、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 新規 | 次世代育成支援に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、「次世代育成支援対策推進法」第 12 条第 1 項又は第 4 項に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出（静岡労働局）をしていて、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 新規 | 男女共同参画に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、「沼津市男女共同参画推進事業所認定制度実施要綱」第 4 条に基づく「沼津市男女共同参画推進事業所」の認定を受けていて、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 新規 | 環境負荷の軽減に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、「ISO14001 認証取得業者」又は「エコアクション 21 認証取得業者」であって、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 新規 | 地域防災に関する評点 | 届出制 | 平成 29 年 12 月 31 日において、「沼津市消防団協力事業所認証取得業者」であって、その旨を申し出たとき (10 点) |
| 新規 | 暴力団排除に関する評点 | 届出制 | 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく「不当要求防止責任者の選任届」を静岡県公安委員会に提出し、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに責任者講習を受講し、その旨を申し出たとき (10 点) |

3 評価手続

沼津市で推進したい項目及び重要視している項目を「建設業者の格付」で評価します。

2の表の「評価手続」が「不要」であるものは、沼津市で確認して評価します。

2の表の「評価手続」が「届出制」であるものは、「格付」で評価されることを希望するときは、証明する書類を添えて総務課に届け出ていただきます。

なお、届け出の受付期間等は、改めて沼津市ホームページでお知らせします（受付期間は、例年、1月初旬から1月末日までの見込み。ただし変更する場合があります。）。